

【別紙】意見についての回答

4 施設の概要

- ・当該工事を着手する前に確認申請の手続きを行い、確認済証の交付を受けること。
→建築業者を通じて、確認済証の交付を受けております。
- ・工事完了後に、検査済証の交付を受けて建物の使用を開始すること。
→建築業者を通じて検査済証の交付を受ける予定です。
- ・使用に際しては、防火対象物使用開始届出書を提出すること。
→防災設備業者を通じて提出予定です。

6 従業員

- ・常勤職員が1名で管理者、サービス管理責任者、生活支援員を兼務しており、他が全て非常勤職員となっている。管理者の負担が大きいのではないか。また職員の有給、病欠、突発事態等への対応が十分に行えないのではないか。
→管理者の負担及び突発事態等への対応を考慮し、従業者の配置を見直しました。
常勤職員1名→常勤職員3名
- ・サービス管理責任者としての勤務時間数が少ないが、業務を適切に遂行できるか。
→サービス管理責任者としての勤務時間数を見直しました。
- ・直接処遇を経験した職員を配置すべきではないか。
→従業者の配置を見直した結果、直接処遇を経験した職員を常勤2名、非常勤6名配置しました。
- ・最低賃金を下回る職員はいないか。
→最低賃金を下回る職員はいません。
- ・良質なサービス提供ができるよう職員研修等の充実を図ること。
→年に1回は会社全体の職員研修及び事業所内研修や外部研修への参加をする予定です。
- ・夜間及び深夜の時間帯(22時～5時)に、常時夜勤職員を配置しているか。
→深夜時間帯は、常時1名職員を配置しています。

9事業の見通し

- ・収支計画上は問題ないが、借入金が大きいため利用者の維持に努めること。
→努めて参ります。

○短期入所の給付費算定の積算根拠について

- ・1泊2日を基本に積算しているが、日曜日利用開始の場合の2日目給付費と月曜日利用開始の場合の1日目給付費は、利用日が重複するのではないか。
- ・月～木曜日利用開始の場合の1週間の給付費は、1泊2日分の基本報酬に4を乗じているが、火曜又は木曜日の利用開始者がいる場合は、積算が合わないのではないか。金・土曜日利用開始についても同様。
→利用は基本的に日中サービス利用後及び学校下校後の夕方から、翌日の昼くらいまでの利用を想定しているため、1泊2日で利用者が変わる算出になっています。よって日曜日利用開始の場合の2日目給付費と月曜日利用開始の場合の1日目給付費は別の利用者のため利用日が重複はしない算定となっています。
- ・開設初月から毎日2名の利用者がいる見込みとなっているが、適切か。
→利用者見込みは、当社の相談支援事業所を通じて算定をしています。利用者家族の疾病等による利用に限らず、親からの虐待や扶養能力の低い家庭にいる障害児の宿泊訓練のため、集団生活が難しい成人のグループホームへの移行訓練のための利用を想定しています。
- ・栄養士を配置しているが、短期入所の「栄養士配置加算」を取得しないか。
→取得するため、給付費算定を見直しを行いました。
- ・収支差率((収益額-費用額)/収益額)が33.7%(1年目)、43.0%(2年目)と厚生労働省経営概況調査結果の6.4%と比較して差が大きいため、職員体制や利用者処遇の充実を図ること。
→職員体制は見直しを行いました。勤務状況に応じて、さらに検討をして参ります。利用者処遇に関しては、利用者のニーズに応じて、今後、検討をして参ります。